

2015年度活動方針

重点課題

重点課題1) 障害者権利条約の完全実施に向けて

障害者権利条約（以下、権利条約）の批准と発効をもって、今後は、批准のための障害者制度改革から完全実施のための制度改革という第2ラウンドと位置づけ活動していく。そのためには権利条約が定める国内監視や国際監視の仕組みを最大限、活かすことが重要となる。運動の方向性として、DPI 日本会議をはじめとする JDF の権利条約のモニタリング（監視）の力量の強化、並びに内閣府の障害者政策委員会のモニタリング機能の強化のための取り組みをすすめる。

障害者政策委員会（以下、政策委員会）は障害者基本計画の実施状況を監視することを通じて、権利条約実施のモニタリング機関の役割を担うとされている。そのモニタリング体制の強化を図るために、権利条約の策定過程から深く関与してきた団体として貢献し、個別の委員に対する働きかけなども行う。これらの活動のためにも、JDF 構成団体などと共に、自らの条約実施のモニタリングをする力量の向上のため、重要な課題を整理し、学習会や研究会を積極的に開催していく。

喫緊の課題として、2016年2月を目途に国連の障害者権利委員会に提出が予定されている日本政府の最初の報告書（initial report）への対応を行う。外務省によると2015年9月までに各省庁からの意見を集約し、提出期日での提出を予定しており、一連の過程で政策委員会の意見を聞くとしている。私たちは政策委員会を通じて、政府報告書が単なる法制度の羅列や紹介に終わらず、実態からみえてくる課題をきちんと示し、今後の施策の推進に資するものとなるように働きかけていく。

さらに、権利条約第34条等の規定により、政府報告書をもとに障害者権利委員会では当該国の審査（建設的対話）を行うこととなっており、その際にはNGOからも報告書（NGO レポート）の提出ができることとなっている。そこで、JDF 条約推進委員会の事務局団体として DPI 日本会議が中心となって、NGO レポートづくり体制を整備する活動を進めていく。具体的には、韓国のNGOは「国連障害者権利条約 NGO 報告書連帯」という障害者団体、市民団体を巻き込む形でNGO レポートの作成し、国連の動きに効果的に対応したと評されている。それらを学習するために、韓国政府関係者、監視機関である国家人権委員会、NGO レポート作成の中心メンバーを招請し、第2回日韓セッションという形で開催し、シンポジウムや学習会などを行う。

障害者権利委員会の日本人委員の選出について、外務省や関係障害者団体と連携しながら、その実現に向けて推進していく。

また、国際的な活動を強化するため、毎年3~4月と9~10月頃にスイス・ジュネーブで開催される障害者権利委員会や、6月にニューヨークの国連本部で開催される締約国会議に JDF の条約担当団体として積極的に参加し、JDF の関係団体と共に IDA（国際障害同盟）との連携をさらに深めていく。

重点課題2) 障害者の権利法制の確立に向けて

障害者の権利法制の確立に向けた運動の大きな柱は、障害者基本法（以下、基本法）の改正、障害者差別解消法（以下、差別解消法）や障害者雇用促進法（以下、雇用促進法）の施行に向けた取り組み、障害者虐待防止法（以下、虐待防止法）の改正、地域における障害者権利条例制定の取り組みとなる。また、2年目となる（公財）キリン福祉財団助成事業である「差別解

消 NGO ガイドライン作成プロジェクト」を予定通り進め、法制度の改正や条例制定等の活動に有機的に関連付けていく。

まず、基本法の見直しに向けた取り組みを行う。現行の基本法は、差別解消法等、障害関連法の理念を定め、権利条約の批准を見据えた改正を行ったものであり、権利法制確立の基礎となる法律である。2010 年 12 月に障がい者制度改革推進会議がとりまとめた「障害者制度改革の推進のための第 2 次意見」を参考として、2011 年改正時に積み残した課題を整理し、次回改正時に法律に反映させる必要がある。

差別解消法については、2015 度は 2016 年 4 月からの施行に向けて、各省庁の対応要領や対応指針が作成されることになる。これに対して DPI 日本会議では、NGO ガイドライン作成プロジェクトにおける成果や DPI 加盟団体のほか、全国自立生活センター協議会（以下、JIL）関係団体にも呼びかけて作られた「差別解消法プロジェクトチーム」での作業をもとに、各省庁の動きに対応する体制を整える。これらと同時に他の団体とも協力して、企業や市民社会を巻き込む形で、差別解消法や雇用促進法における差別禁止や合理的配慮提供義務の意義や課題について周知していく。

虐待防止法改正に向けた取り組みを進める。病院や学校における虐待の通報義務化は大きな課題である。また、通報義務化されている入所施設などの虐待も後を絶たない。地域の行政機関に任せきりとなり、第三者として独自に介入できるしくみを持たないという現行法の立てつけ方の課題であり、オンブズパーソン制度等、第三者（機関も含む）が介入できるしくみを提案していく。ピープルファーストなど虐待問題に取り組んできた他団体と協力し、運動を進める。さらに、障害者差別と虐待防止センターの 3 年後の設立を目指して、JIL と DPI 日本会議の合同で今年度もプロジェクトに取り組む。

障害者の権利法制の確立に向けた運動では、地域や生活レベルでも進めていくことがもう一つの大きな柱となる。具体的には、障害者の差別をなくすための条例づくりである。DPI 日本会議は、地域の関係団体と連携しながら条例制定運動を進めてきたが、引き続き、全国各地の団体と協力しながら、条例制定の運動と制定された条例の運用状況のモニタリング活動を進めていく。

また、DPI 日本会議の事業として、差別解消法や条例づくり、さらには将来的に国連障害者権利委員会への NGO レポート の作成に向けて取り組んでいる「NGO ガイドライン作成プロジェクト」事業が 2 年目となる。今年度も差別事例の収集のほか、仙台、栃木、福井、宮崎においてタウンミーティングを行う。これらのほかにも条例制定活動を行っている地域と連携して、NGO ガイドラインの作成にむけて取り組んでいく。

重点課題 3) 国際活動の推進および発展に向けて

1 世界レベルでの貢献

現在、DPI は、世界議長の意向で IDA(国際障害同盟)から脱退しているという現状を背景に、世界レベルでの活動が縮小化傾向にあるが、その中でも DPI の活動を発展させてきた DPI アジア太平洋、ヨーロッパブロックが従来通り積極的に運動を進めて行けるように支援を行っている。特に、日本はアジア太平洋の議長である中西正司理事を中心に、2016 度の世界会議に向けて活動の強化に取り組んでいく。

具体的には、

ほとんどのブロックの世界評議員が DPI の再編成に意欲的であることから、DPI の世界評議員のインフォーマルなネットワークとしてプラットフォームを結成し、電話会議を継続し、活動方針を討議していく。

次回の世界会議については、インドでの開催案がでているので、次期世界議長候補の人選と絡めて、プラットフォームで協議する。

2 アジア太平洋での活動

アジア太平洋事務局は資金調達が比較的うまくいき、小ブロックにおいても種々の活動が計画されている。引き続き小ブロックを中心に活動を継続し、地域内での障害者の声として認識されるようブロック全体でその影響力を内外に示していきたい。

具体的には

アジア太平洋事務局が主導するアセアン障害者フォーラムが DPI ブロック内の活動を牽引できるように、その開催に協力する。

フィンランドのアピリス財団のアジア支部としてカンボジア、ベトナム、ラオスの障害者団体育成にあたる。

南アジア小ブロックの中心となっていたパキスタンの政情不安が小ブロックの活動にとってマイナス要因とならないよう支援をしていく。

ネパール地震による被災障害者に対し、JIL やゆめ風基金等と連携し、支援金の募集や必要物資の送付、人材の投入などの支援を現地のニーズを確認しながら行っていく。

2014年に引き続き、ゆめ風基金や現地の自立生活センター等と連携し、フィリピンの被災障害者(団体)に対し、現地のニーズを確認しながら機材供与や組織の機能強化等を行っていく。

3 国内活動 国連での 2015 年以降の開発計画の根幹となる SDGs(持続可能な開発目標)の作成に向けて国内の他の開発団体と協力して活動を行ってきたが、今後も単なる障害者の自助団体としてのみでなく、開発に関わる市民社会団体の一員としての活動も強化していく。さらに、DPI の枠組みを活用して、他の国々の障害者団体との協力活動、特に障害者リーダー育成に今後も力をいれていく。

具体的には

「動く 動かす」などの開発 NGO ネットワークの中で障害当事者として、開発の視点の中でマイノリティの問題に注意を喚起し、障害問題にも平等に焦点があたるように発言をしていく。

JICA の委託によるアフリカの障害者リーダー研修によるリーダー育成に努めるとともに、リーダーとなり活躍している元研修生のフォローアップのために、JICA 事業への協力や実施を行う。

会員団体や関連団体で実施している当事者による国際協力活動との連携を強化するとともに、当事者による活動の重要性を他の障害分野の国際協力団体に伝えていく。

重点課題 4) 地域生活支援の確立に向けて

2015 年度は障害者総合支援法(以下、支援法)に盛り込まれた法の施行後 3 年の見直し規定の最終年度となる。検討の場は厚生労働省(以下、厚労省)の社会保障審議会障害者部会とされ、議論の前段となる論点整理を担う場として「障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ」が 2014 年 12 月から 2015 年 4 月まで開催された。

ワーキンググループで取りまとめられた論点は、移動支援や支給決定、意志決定支援、精神障害者の支援など重要な論点が示されているが、特に重要と思われるのは「常時介護を要する障害者等に対する支援について」と「高齢の障害者に対する支援の在り方について」などだ。常時介護を要する障害者等に対する支援については、現行の重度訪問介護の対象者、内容についてどのように見直していくべきか、その先にあるパーソナルアシスタンス制度への言及もされ、高齢の障害者に対する支援の在り方に関しては、介護保険との関係について総合支援法 7 条の介護保険優先原則についてなどが挙がっている。ただワーキンググループでの議論の変遷と取りまとめの内容からすると、厚労省は財源問題を基に 介護保険統合の道筋を立てたがっているようにも見える。傍聴をしていると、ワーキンググループでは「権利条約、総合福祉部会

の骨格提言、当事者団体ヒアリングが立ち戻るべきもの」との発言が聞かれた一方で、社会保障審議会においては、「権利条約を前提とすべし」としながらも、具体案になると権利条約とはかけ離れた主張に変化する発言もあり、議論が惑わされないよう細心の注意が必要だ。

そこで、DPI 日本会議としては、サービス法プロジェクトチームを中心に対応を図ることとし、法改正へ向けて具体的提案の準備を怠らないよう取り組む。

具体的な獲得目標としては

重度訪問介護のより一層の対象拡大

- ・行動障害のない人（行動関連項目の合計点数が10点未満）も利用対象にする。
- ・難病も利用実態（2014年度：30人）があることから、対象者として明文化する。

重度訪問介護のシームレス化

入院中・運転中・通勤・通学・就労・就学等・場所・行き先・目的・期間などによって利用を制限しない、シームレスな支援サービスとする。

必要なものは引き続きの検討を義務付ける

「パーソナルアシスタンスの在り方」、「支給決定の在り方」、「意思決定支援の在り方」、「地域基盤整備」等、計画的・段階的に実現するとされた骨格提言の項目で、3年の見直し議論で結論が出なかった項目があった場合、2015年度いっぱい議論を終了とせず、引き続きの検討項目とする。

介護保険との統合を前提とした議論に持ち込ませない

いつの間にか、「制度の持続」が最優先とされ始め、その為にも介護保険との統合を議論の俎上に載せるべきだという論調が強まっているきらいがある。ワーキンググループの取りまとめた論点には、「統合について」というような直接的な表現では挙げられてはいないが、間接的に統合を議論することになりそうな要素が含まれている。そのため議論の組み立て方に細心の注意と対策が必要である。

重点課題5) 交通バリアフリーの推進に向けて

オリ・パラプロジェクト

東京2020年オリンピック・パラリンピック（以下、オリ・パラ）大会のバリアフリー整備に対してプロジェクトチームを立ち上げ、提案活動に取り組んでいる。当事者が求める具体的な要望を提言としてまとめる。

今年度はまず第二次提言（交通アクセス）の取りまとめを行う。その次は、第三次提言（情報コミュニケーション）、第四次提言（ホテル・飲食店）、第五次提言（一般住宅）、第六次提言（接遇）というように広範囲なテーマで提言書をまとめ、関係機関に働きかけていきたい。

また、2014年から引き続き新国立競技場設計への働きかけも行う。当初計画ではIPC（国際パラリンピック委員会）基準を大きく下回る整備内容だったが、DPI 日本会議の働きかけで改善の方向に進んでいる。2019年の完成まで継続して働きかけを行う。

さらに、「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン」への働きかけも続けていく。第一段階としてハード面の基準が4月末に確定したが、情報コミュニケーションなどは2015年春から検討が始まる。海外の好事例などを示しながらガイドライン整備を働きかけていく。こういった取り組みを続けながら、日本全体のバリアフリーの底上げ、地域間格差の解消といったことを目指し、バリアフリー法や各地のまちづくり条例の見直しの必要性を訴えていく。

バリアフリー法建築設計標準への働きかけ

2014年末に国土交通省（以下、国交省）の外郭団体が主催し「劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計の在り方に関する検討委員会」が立ち上がった。あくまで建築設計標準の改正ではなく、追補版という形であるが、積極的に意見提起を行う。

対応要領・対応指針への働きかけ

国交省の対応要領・対応指針づくりが始まり、4月22日には障害者団体と業界団体が参加して「障害者差別解消に係る意見交換会」が開かれた。7月までに3回の意見交換会が開かれ、8月にパブリックコメント、9月には対応要領・対応指針が確定する。DPI 日本会議は委員として参加し、NGO ガイドラインで収集した差別事例を下に意見書を提出し、働きかけを行っていく。

駅の無人化問題

駅の無人化は地方のみならず近年では都市部でも進んでおり、全国的な問題として認識しなければならない。人員配置を求めるとともに、最低限必要なバリアフリー整備をまとめ、働きかけをしていきたい。

航空問題

航空局と直接の窓口を作り、具体的な事項を取り上げて話し合いを進めていく。

バリアフリー当事者リーダー養成研修

2015年度は東京で当該研修を実施するとともに、テキスト作りに力を入れたい。また、交通エコロジー・モビリティ財団と協力しながら、当事者を講師とした研修会の実施にも取り組む。

国交省交渉

今年度も継続して国交省と交渉を行う。従来、年1回の実施だったが、バリアフリー部会の取り組みも拡大してきたので、必要に応じて複数回実施する。

重点課題6) 防災

2011年3月11日に発生した東日本大震災から4年を経過し、発災直後に開設した「東北関東大震災障害者救援本部」は、2014年に閉鎖となった。しかしながら、被災地の復興はまだまだ道のりは遠く、復興の在り方には被災地ごとに様々な議論があり、それに伴って障害者支援の在り方もそれぞれの地域、風土、政治状況などにも大きく左右される。また福島県においては、原発災害も相まって、その複雑さによる苦悩は尽きない。

そのため、DPI 日本会議としては重点課題に「防災」を掲げ、時間の経過とともに記憶を風化させない息の長い支援と、3.11を教訓とした防災対策や復興支援のまちづくりにDPI 日本会議として関与し続けて行くこととする。

2015年3月に仙台で開催された国連防災世界会議においても、障害者の目線による防災対策に注目が集まり、障害者のことを含んだ災害対策、避難計画を立てることはもちろん、むしろ障害者がリーダーシップを取って計画立案に携わっていくべきとの意見が各国から寄せられた。そして最終日に採択された「仙台 防災協力イニシアティブ」において、『女性や、特に脆弱な立場に置かれやすい子ども、高齢者、障害者等の固有の状況やニーズに配慮した形で、かつこれらの人々が参画する形で防災に取り組むことが必要』と明記された。世界中で起きる自然災害に対し、障害者目線による防災対策は、今後日本国内のみならず世界中でますますそのニーズは高まっていくであろう。

1. 3.11の教訓としては、次のようなものが上げられる

災害時に起きる問題の多くは、潜在的にあった問題が顕在化する

以前の災害時の教訓が活かしきれていない(バリアフルな仮設住宅、避難所のバリアフリー化の未整備)など

2. 今後の復興やまちづくりに対する提言(JDF 提言集におけるDPI 日本会議の提言)

全体的提言

~ 目指すべき方向とは ~

「誰も排除しない・されないインクルーシブな社会」

個別提言

- その1 避難所（小中学校） 広域避難所、公民館等の公的施設のバリアフリー化を徹底
- その2 仮設住宅のバリアフリー仕様を標準化
- その3 災害時の個人情報の有効な取り扱いおよび十分な備えを
- その4 原発事故子ども・被災者支援法の対象拡大を
- その5 居宅介護サービスの簡素化
- その6 復興・街づくりにおける当事者参加を
 - ・ 障害者権利条約や障害者基本法で謳う「社会モデル」の視点と発想で整備する
 - ・ 障害の特性を参考にしたまちづくり、防災対策が、すべての人に有効で災害に強いまちづくりに寄与するという事を、広く社会に浸透させる

3. 普及啓発及び継続支援活動

- 英語字幕版も作成された映画「逃げ遅れる人々」のDVDの上映会と販売
- 書籍「そのとき、被災障害者は... 取り残された人々の3.11」の販売

重点課題7) 精神障害者の人権と地域生活の確立に向けて

1. 精神科病棟転換型居住系施設の問題

障害者基本法第3条2項は「全て障害者は、どこで誰と生活するかについての機会が確保され、地域社会において他の人々と共生されることを妨げられないこと」を謳っている。しかし、今回また「病棟転換型居住系施設」という精神科病床を敷地内グループホーム等に転換していく方向が検討会で書き込まれた。2013年より「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会」が開催され、当事者委員の増員すらされない中での検討が進められた。

長期入院による「施設症」は、精神科病院や施設では治せないことが長年指摘されてきた。障害者権利条約の批准・発効の意義を問うものであり、障害種別を超えた課題として「病棟転換型居住系施設」導入に反対した取り組みを進めていく。病院敷地内グループホームに係る特例について、都道府県へ条例の改正を見送るように働きかけていく

2. 精神保健福祉法について

34万床という世界一の病床数の多さ、社会的入院の解消が国の検討会で議論されてすでに10年が経過した。精神保健福祉法では医療保護入院制度を規定し、精神障害がある人々の入院・退院・地域社会での生活のサポートを家族におしつけ、当事者の主体性を奪ってきた。確かに保護者制度は名目上「廃止」となったが、医療保護入院の実態は1名の医師が判断し、三親等の家族が1名同意すれば、患者を精神科病院へ強制的に入院させることができるとした。精神保健福祉法は、強制入院の手続き法であり、精神障害者への隔離収容主義は、1900年に制定された精神病者監護法からわが国の法制度の根幹となっている。精神医療も一般の医療法の中に組み込まれなければならない。そのための手続きを議論していく必要がある。障害者に係る権利擁護機関は、利益相反しない第三者性を担保したところに任せるべきだ。自立生活運動で大切にされている「自分のことは自分で決める権利」「自分の生活は自分で設計する権利」「失敗する権利」などは、精神障害がある人々にとっても当然の権利として、地域社会で生きることを前提とした社会制度を実現すべく取り組んでいく。

3. 「改正道路交通法」および「自動車運転死傷行為処罰法」について

法務省は、道路交通法の改正において、病気の対象にてんかん、統合失調症、うつ病などを政令で定めた。私たちは障害を理由にした欠格条項の強化となる法律と捉え、病名で

はなく状態像での表記を求めてきた。「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(自動車運転死傷行為処罰法)」は、飲酒や薬物使用などによる悪質運転と、持病による事故を厳罰化の対象にしている。すでに免許修得や更新時の申告義務の徹底や医師による通報制度などが導入され、罰則も強化されている。このような厳罰化は、対象となった病について偏見差別を助長し、病のある人々を孤立させ、病を隠す方向に追い込み、自立生活の手だてを奪うことにつながっている。

DPI 日本会議は、障害者欠格条項をなくす会等、関係団体と連携した取り組みを継続していく。

4. 心神喪失者等医療観察法の問題

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(心神喪失者等医療観察法)」には、再犯予測は難しく精神障害者差別である、継続的な治療が困難で信頼関係の下での治療関係が築けない、退院後の受け皿が極めて乏しく結局任意入院や医療保護入院とならざるを得ず入院期間が長くなるばかりの現状が加速するなどの問題があり、廃止を求める。

5. 精神科病院敷地の外で暮らせる自由の保障を

精神科病院敷地の外で暮らせる自由の保障のために、下記のような取り組みを可能にしていくよう、各種の制度や仕組みの実現を求めていく。

閉鎖病棟に、地域福祉施設(地域活動支援センターなど)の情報を提供すること、そして、顔の見える関係(入院経験者を含む)で、院内で話せる場を継続して設けること。交通費は市町村負担とすることは必須である。

本人と地域生活ケア計画を立てる模擬実習を繰り返し入れること。その場には地域生活支援に携わっている関係者らが同席できるようにすること。

その上で、地域のグループホーム等の部屋を体験宿泊できるように確保し、失敗を体験しながらも地域での新たな暮らしに不安を減らせる道を保障すること。

2014年度から精神障害・知的障害がある人も重度訪問介護の対象となった。しかし、精神障害者の場合きわめて限られている。長期入院により精神障害と身体障害の重複障害となる人も多く、地域生活の基盤の再構築にはきめ細かい支援が欠かせず、重度訪問介護の利用は重要である。精神障害の特性にあった認定と支援のあり方を工夫し、必要な人が利用できるように求める。総合支援法3年後見直しの中で、実現を求めていく。

社会的入院者の地域移行・定着支援が遅々として進まない現状にあって、生活保護法の根幹を揺さぶる改悪は大きな打撃となっている。社会的入院の解消、地域で生活する権利の実現という点からも、生活保護制度への取り組みを進めていく(障害者の所得保障の確立に向けての項も参照)。

重点課題8) とともに学ぶインクルーシブ教育制度の実現に向けて

1. 文部科学省に対する働きかけ

近年、中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会(以下、特特委)報告、基本法改正、学校教育法施行令改正、権利条約の批准等、障害者制度改革の一連の流れにより、就学先決定の仕組みの変更など、インクルーシブ教育の実現に向けた一定の進展があった。しかし現在もなお、障害のある子どもが「分離・選別」されている状況は、以前と大きく変わっていない。こうした旧来からの文部科学省(以下、文科省)の考える「能力に応じ」「特性を踏まえた」教育を打破する必要がある。そのために、障害のある子どももいない子どもも地域の小・中学校の通常学級で共に学ぶための体制を作ることを目指し、合理的配慮の獲得に向けた運動を進める。

差別解消法では、すべての公立学校における障害のある児童生徒学生に対する、合理的配慮

の提供が法的に義務づけられることとなった。しかし、地方自治体における「対応要領」は努力義務にとどまっており、多くが市町村立である小中学校において、合理的配慮の提供がしっかりと行われるかどうか懸念がある。すべての公立学校において合理的配慮がなされるよう、2015年度は私たちが長年培ってきたインクルーシブ教育実践の取り組みを、各地の教育委員会等で作成される解消法の対応要領に盛り込ませていく年となる。DPI 日本会議は他団体と協力して対応要領作成の実態調査を計画中である。

文科省では「個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業」等の施策を始めているが、情報収集や検討などを、共闘する団体とも連携を取りながら行っていく。

高等教育関連では全国 86 ある各国立大学(法人)が、それぞれ対応要領作成していくことになる。障害当事者への意見聴取なども義務として課されている中、各地の当事者団体とも協力して対応要領作成に参画していきたい。

また、選挙投票年齢の 18 歳の引き下げの動きに伴って出てきている、主権者教育の動きについて、その内容の精査と共に障害児童生徒が障害のない子どものと平等に選挙権等の権利が保障されるように関係団体とも連携しながら運動を進める。

2. 政策委員会内閣府関連、国際関連の取り組み

政策委員会は基本方針の議論を終え、今後は国連の障害者権利委員会に提出する政府報告書作成の議論に入っていく。DPI 日本会議は制度改革や2013年9月に策定された第3次障害者基本計画、そして国際的な動向を踏まえて最新の情報などについてロビー活動を通して委員等への働きかけを行う。その際には過去に子どもの権利委員会が採択した総括所見なども丁寧に整理していく必要がある。

また、2015年度も引き続き国連の権利委員会への働きかけを行う。2015年4月15日に「障害者権利条約第24条教育の権利一般討議」が行われ、2015度中には国連から教育に関する一般的意見が出される予定である。出された意見を国内の運動や日本政府に対して効果的に活用していくことが重要である。また、権利条約政府報告書提出後の国連障害者権利委員会への NGO レポートを作成するにむけて、教育分野の意見集約を、公教育計画学会等とも連携を取りながら行う。

3. 地域での取り組みと介助体制の確立

インクルーシブ教育の実現に向け、各地の当事者運動と教育実践との連携を深めるよう、取り組みを進める。また「障害のある子どもの親のつきそいの強制をなくそう！全国キャンペーン」と連携を強めていく。そして障害のある子どもが、他の子どもと同様に、不当な制限を受けずにすべての教育活動に参加できることをめざし、「親の付き添い強制」をなくし、医療的ケアが必要な子どもへの合理的配慮の充実について、引き続き取り組む。

通学問題についてはDPI日本会議の加盟団体が行った「地域生活支援事業における通学等状況調査」の結果を踏まえ、総合支援法見直しに反映させられるよう粘り強く運動を継続する。また、特特委報告でも取り上げられた教職員への障害のある者の採用・人事配置については、昨年設立された「障害のある教職員ネットワーク」と連携をとりながら運動を展開していく。

重点課題9) 障害者雇用と労働権の確立に向けて

DPI 日本会議は、全ての障害者に平等性を担保し、労働者性を確保することを目的として取り組みを進めてきた。今後も雇用の平等性を求めることを基本的指針とし、取り組みを進めていく。

障害者雇用については、募集、採用試験、採用後、退職および退職後等、障害者があらゆる場面において障害のない人と同等の機会、処遇を確保するとともに、障害に基づく差別の禁止と障害に応じて必要とする合理的配慮を確保することを基本として取り組みを進める。

一般就労とされている分野では、当面は、2013年6月に成立した雇用促進法に基づき2015年3月に策定された「障害者差別禁止指針」および「合理的配慮指針」の実効性（当事者の視点に立ちチェックする機能）があるものとなるよう取り組みを進める。

福祉的就労とされている分野については、これまで「生きる場」としての位置づけがあり、賃金補てん、所得保障、利用者負担、公的財政支援の範囲等といった、一般就労とは異なる独自の課題と形態も多様であることから、運動課題を整理し、具体的な取り組みを確認・実施する。

第三の働き方とされる社会的企業および社会的雇用など、障害者の新たな働く場としての課題の検証と制度としての整備等を進める。

以上を基本として、障害者の雇用促進と労働権の確立および働く場の確保に向けて、引き続きJDF、障害者団体及び日本労働組合総連合会等、労働組合と連携し取り組みを進める。

1. 雇用促進法に基づき策定された差別禁止指針と合理的配慮確保指針の実効性を確保する。
2. 総合福祉部会が意見書としてまとめたパイロットスタディの実施と障害者総合支援法附則第3条に基づく障害者の就労課題を改善する。
3. 障害者雇用・就労に関する労働施策と福祉施策を一体的に提供できる制度及び体制の整備、例えば、雇用における賃金補てん制度の創設も含めた、賃金、所得保障のあり方について、実効性ある施策を進めるよう取り組みを進める。
4. 社会的企業および社会的雇用・就労等、多様な働き方のあり方と制度化に向けた議論を進める。
5. 職場における合理的配慮を確保するために以下の取り組みを進める。
 - (1) 職場介助者、ワークアシスタント、ジョブコーチ、手話・文字通訳者の配置・確保等人的援助の充実・拡充を求める。
 - (2) 障害に応じた移動・通勤方法（移動サービス、移動支援等の利用）、受験・職場環境整備（点字、音声ソフト・拡大鏡等の使用、駐車場・休憩室の確保等）等の導入・整備を求める。
 - (3) 障害に基づく差別に対する救済制度と障害者が必要とする合理的配慮を確保するための制度整備と財源確保を求める。
6. 企業名公表に対して、公表された企業に対して抗議文を送り、抗議及び改善するよう要望を行う。
7. 就労継続支援A型・B型の問題点を整理し、福祉の対象から労働者としての位置づけを確立するための見直しに取り組む。

重点課題10) 次世代当事者リーダーの育成

2013年度に（公財）麒麟福祉財団の助成により行った「次世代若手障害者リーダー育成・エンパワメント事業」（以下、エンパワメントスクール）の実施により、昨年のエンパワメントスクール修了生の中から3名の理事が選出されており、エンパワメントスクール修了生を中心として、今年度も引き続き次世代リーダー育成の取り組みを行っていく。

エンパワメントスクールを始めとした次世代リーダーの育成は、故三澤了議長の念願の一つであった。そこで、2014年4月に開催された「三澤了さんの遺志を継ぐ会」で集まった資金を基に、障害当事者の次世代リーダー育成を目的とし、「三澤了基金」が開設され、現在募集を行っている。引き続きDPI日本会議として、次世代リーダー育成を目的とした三澤了基金の活用の促進、若手当事者のネットワーク強化及びサポートを行っていく。

2015年は、障害をもつアメリカ人法（以下、ADA）が制定されてから25年目にあたるため、DPI日本会議とJILが合同で、「（公財）米日カウンスルージャパン TOMODACHI イニシアチブ助成による若手リーダー育成事業」として、「TOMODACHI ADA25 LEAD ON! TOUR」を企画し、アメ

リカで開催される ADA25 周年イベントに、国内の若手当事者の参加を募り、現地では日米の若手リーダーの交流を行うこととした。対象者は、主に自立生活センターでスタッフとして活動している 40 歳未満の当事者とし、アメリカ側からの要望もあり、特に女性の参加者を優先して募集することとした。

それに先立ち 6 月には、アメリカの自立生活運動（IL 運動）の歴史や ADA の内容等、ツアーに参加する前に知っておくべき内容を学び、さらにツアー参加者のつながりを深める学習会を合宿形式で行うこととした。そして、7 月にワシントン DC で開催される ADA25 周年の公式行事、その後に開催されるアメリカの自立生活センター（以下、CIL）の全国団体である NCIL の会合に参加する。さらに、参加者個々が選り・コンタクトを取る形で、アメリカ各地の CIL を訪問し、意見交換・交流を行う。帰国後は、成果報告会も予定している。

このツアーによって、日本とアメリカ双方の自立生活の取り組みについて共有すると共に、国際的な次世代リーダーのネットワークを構築できるよう努めていく。

上記プロジェクトに参加した若手当事者たちは、DPI 日本会議全国集会（以下、全国集会）や DPI 障害者政策討論集会（以下、政策討論集会）での報告、また（公財）麒麟福祉財団の助成のもとおこなっている「差別解消 NGO ガイドライン作成プロジェクト」への参加等、今後の DPI 日本会議の活動へ積極的な参加をしていく。

2. その他の事業方針

1) 政策提言事業

障害者の所得保障の確立に向けて

改正された障害者基本法の理念に沿って、年金・手当等の支給基準を社会モデルの観点に沿ったものに見直すこと、在日外国人障害者の無年金問題解消に特に力を入れていく。

1. 年金制度の見直し

- ・年金制度の抜本改革時に総合的な観点から見直しを図るものとする。
- ・障害基礎年金の給付水準を、障害者の基本的な生活を賄うことが可能な水準に引き上げる。具体的な水準の目安としては、生活保護の基本生計費に障害者加算を合わせた額の獲得を目指していく。
- ・現無年金状態にあるすべての障害者について年金制度見直しによる解消を図る。現在、無拠出の障害者基礎年金制度にのみ設定されている所得制限規定は撤廃する。

上記の提案が実現されるまでは、現在施行されている「特定障害者特別給付金制度」の対象の拡大を図る。特に、理由なくこの制度の対象外とされている在日外国人障害者の無年金者に対しては、受給可能なものとするべきである。無年金障害者の全面的な解消が図られるまでは、特定障害者特別給付金の給付水準を障害基礎年金水準に引き上げる必要がある。

2. 制度

- ・特別障害者手当の性格を自立生活手当とする等の見直しを図り、新たに設定される支給基準のもとに、知的障害者、精神障害者等をはじめとするすべての障害のある人を対象とする。
- ・障害者の地域での住まい確保に向けた住宅手当の創設に向けて働きかける。
生活保護制度改悪の動きには、反貧困ネットワークをはじめとする各種の団体と協力して反対運動を行っていく。

生命倫理・優生思想に関する取り組み

海外の当事者運動としては、米国と英国の「Not Yet Die」が主流となっており、日本の当事者運動との連動を考察したが、欧米の運動はすでに尊厳死を自己決定論の延長上で正当な行為として認めており、呼吸器装着者の呼吸器取り外しを自己決定とはみなさず医療の過剰介入とみなす立場とは異なるために、運動の連帯呼び掛けを取りやめすることになった。

そこで呼吸器利用者の生存権を訴えるためのキャンペーン映画として「風は生きよという」を制作し劇場公開と全国での上映会を呼び掛けていく。

また、尊厳死問題は今後医療との連携の中で地域ケアを行う事が重要との方向が部会で確認され、地域医療の現場の人たちからの勉強会を開催していくことになった。

障害者の所得保障の確立に向けて

改正された障害者基本法の理念に沿って、年金・手当等の支給基準を社会モデルの観点に沿ったものに見直すこと、在日外国人障害者の無年金問題解消に特に力を入れていく。

障害女性の複合差別への取り組みについて

今年度も DPI 女性障害者ネットワーク(以下、DPI 女性ネット)の協力のもと、複合差別についての啓発活動及び政策提言、障害女性のエンパワメントを推進していきけるよう、国内外に働きかけていく。そのために共通テキスト、複合差別実態調査報告書、DPI 女性ネットメーリングリストなどのツールを活用し、また「しゃべり場」を開催する。

2015 改正の年に当たる障害者基本法では「性別」と記述されるに留まっているが、「障害のある女性及び少女」について、より踏み込んだ記述がなされるよう働きかけていく。また、各

省庁が作成する対応要領・対応指針にも働きかける。

一方で、受精卵診断や出生前診断、その他女性施策の動向についても注視し、必要に応じて意見書等を提出し、啓発や提言をしていく。

また女性差別撤廃条約のリスト・オブ・イシューに障害女性の課題が盛り込まれることが、この問題をメインストリーム化できることと捉え、JNNC(日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワーク)の一員として意見書を提出し、2015年7月にジュネーブで開催される事前ワーキンググループや来年2月に予定される日本政府報告審査に障害女性を送りだすための取り組みを行う。

2) 調査研究事業

障害者総合福祉サービス法プロジェクトに関する取り組み

2015年度は、1にも2にも障害者総合支援法の見直し対応が主題となる。厚労省の社会保障審議会障害者部会で見直しの議論がなされていくため、対策として、ヒアリング等における提言や資料の準備、及びあらゆる対策を講じていくこととしたい。DPI 日本会議としてはサービス法プロジェクトチームを母体とした拡大チームを編成し、2015年4月28日に社会保障審議会障害者部会で示された下記のスケジュールに対応できるよう随時準備していく。

「総合支援法の施行後3年を目途とした見直しに係る今後の障害者部会のスケジュール(案)」

- ・4月28日3年後見直しに係るフリートーク
- ・5月末～6月中旬関係団体ヒアリング(4回程度)
- ・7月～11月個別論点について議論(月2回程度)
- ・11月～12月目途とりまとめ(予定)

3) 広報・啓発事業

広報各媒体の充実に向けて

常任委員会において新たに設置された部会との連動を深め、季刊誌の企画に反映させて共通の展望に基づき、各地での組織的な取り組みとより連動した誌面づくりに取り組む。

また各号について早い時期から企画、編集依頼を行うことで、誌面の質を高める。コスト削減については、引き続き校正スケジュールの遵守による経費抑制を図ると共に複数業者の検討も進めていく。

月刊紙に関して、より一層読者や加盟団体との連携と速報性を重視した記事構成を練っていく。新規加盟団体があることも鑑みて、「加盟団体リレートーク!」と、ヴィジュアル面でも楽しんでもらえるよう「写真交流館」を継続する。「DPitter(ディピッター)」に関して、理事の紹介にとどまらず、再び事務局のソフトな日常を面白く伝えることも視野に入れていく。

ホームページについては、閲覧者にとってよりわかりやすく、様々な情報を随時発信できるウェブサイトを目指し、検討を進めていく。またメールマガジン、ブログと連携を取り、速報性が求められる情報は随時発信をしていく。機関誌との情報、企画の連動についても引き続き検討していく。

4) 普及・参画事業

加盟団体への支援、ネットワーク強化に向けて

DPI 日本会議の地域ブロックの形成は、引き続き加盟団体と連携を取り組んでいく。また、加盟団体と共に様々な事業に取り組む。2014年度は、バリアフリー部会でオリ・パラプロジェクトを立ち上げ参加を呼びかけたところ、全国から約50名の参加があった。会議では Skype を導入し、全国各地からの参加を可能にした。また、理事を中心に課題別の部会も立ち上げ、

取組みも始まっている。NGO ガイドライン作成プロジェクトでは、全国各地でタウンミーティングを開催し、条例づくりの取組み支援も行った。2015 年度はこれらの事業を継続するとともに、新たに政策提言のためのプロジェクトチームを立ち上げる。政策提言はこれからの運動に一段と重要性を増しており、提言書を作成できる人材の育成が求められている。こういった人材育成も視野にいれ、メンバーは全国から募り、共に取組み、さらなる運動の展開を図りたい。

講師派遣、点字印刷

2015 年度も引き続き、各地の障害者団体が主催する学習会や集会に対し、権利条約や障害者制度改革及び差別解消法・差別禁止条例、総合支援法等をテーマとした講師派遣を積極的に行う。また、点字印刷物の作成については、依頼に対し柔軟に応じ、視覚障害者への情報保障を担う。

また、関係団体・個人への広報活動も積極的におこなっていく。

DPI 障害者政策討論集会

第 4 回目の開催となる政策討論集会は、11 月 28 日(土)、29 日(日)に戸山サンライズで行う。本集会は DPI 日本会議としての政策方針と活動の検証を行う場として、重要な場となっている。権利条約の完全実施に向け、今後より一層の取組みを進めていかなければならない。そのため、地域での自立生活、インクルーシブ教育、成年後見制度、精神医療のあり方など、権利条約に照らして日本の現行制度を検証する。

5) 権利擁護事業

DPI 障害者権利擁護センターの活動について

知的障害者、精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者、慢性疾患・難病患者などの相談が長期・継続化し、身体障害の相談も専門的な知識が必要となり、研修を通じて相談員の資質や知識の向上を図る。

さらに、地方の相談が電話や電子メールによるものが主になるため、地方の障害当事者が運営している相談機関との連携の強化が引き続き必要である。また、障害者差別と虐待防止センターの設立の動きに積極的に関わり、差別解消法、虐待防止法のさらなる強化と豊穰化の運動に繋げていきたい。その意味で、相談業務で把握した差別や虐待の実態を、DPI 日本会議全体に報告し運動化していくことも重要である。

こうした状況を踏まえ、2015 年度の方針として下記の諸点を挙げる。

1 相談体制の強化

相談員の資質や知識などの強化と、相談員相互の情報のさらなる共有を図るため、組織内研修を定期的に行う。

2 関係機関との連携の強化

DPI 日本会議常任委員会への報告等を充実するとともに、全国各地の障害当事者が運営している各種センターや運動団体との連携を深め、障害者欠格条項をなくす会との関係も更に強化を図る。また、各種人権擁護機関・団体との関係も強化する。

3 差別や虐待実態の把握と新たな施策の基礎資料づくり

相談で受けた差別や虐待に関わる内容の分析を、これまでより更に深化して行う。

また、既存の福祉サービスでは対象にならず、社会的に排除されている障害者への相談強化に取組み、新たな制度・政策の資料を作成する。

3. 組織体制整備

会員および支援者の増大に向けて

救援本部の活動は2014年度で終了となったが、活動の中で得られた新たなネットワーク、支援者への継続的なアプローチを行っていく。

また、支援者・関係者、各集会・イベント参加者の管理をSalesforceにより一元化した。これを活用し、積極的な情報発信を行い、DPI日本会議の活動への理解と周知を得て、寄付や支援を獲得するよう務め、加盟団体のない地域における正会員、賛助会員及び購読会員の獲得にも引き続き取り組む。

障害女性の積極的登用について

2014年度総会での理事改選にあたり、新たに1名の女性理事を迎えた。また常任委員構成比率の積極的差別是正措置として、特別常任委員枠の設置を延長し、女性当事者4名が就任した。今後も引き続き、女性当事者の参画促進に取り組む。

事務局の体制整備について

DPI日本会議の役割、並びに求められる業務内容の複雑・多岐化に対応すべく、事務局員のための研修、職員の雇用体制の見直し、翻訳・点訳・事務局運営等におけるボランティアの確保など、引き続き事務局体制及び環境整備等を行う。

財政および予算執行について

加盟団体や協力団体を中心に財政支援の呼びかけ、会員の確保を積極的に行い、DPI日本会議の運動の周知および安定的な財源確保に努める。過去の事業収支や寄付、会員の推移について分析し、財政および予算執行状況の確認や資金調達方針の見直しを定期的に行い、常任委員会や事務局内で共有する。

また、2014年3月に取得した新認定NPO法人およびNPO法人会計基準を活用し、より公正な組織運営を目指す。同時に、NPO政策連絡会議をはじめ認定NPO法人制度の改正や寄付税制拡充のための運動に参加し、認定NPO法人としての社会的信用の獲得を目指す。

また、定款第8条に定める正会員会費についての見直しを引き続き検討する。

部会について

2014年度からテーマ別に9つの部会（地域生活、交通・まちづくり、教育、生活保護・所得保障、雇用・労働、生命倫理・優生思想、障害女性、権利擁護、国際）を設置した。理事と事務局メンバー等を中心に課題に取り組む。

プロジェクトについて

重点的な課題についてはプロジェクトを立ち上げて取り組む。

NGOガイドライン作成プロジェクト

（公財）麒麟福祉財団の助成のもと、差別事例を収集・分析し差別禁止のガイドラインを作成、タウンミーティング開催等、地方の条例づくりを応援するという2つの事業に取り組む。

差別解消法プロジェクト

各省庁がつくる対応要領・対応指針への提出意見をまとめ働きかける。

オリ・パラプロジェクト

東京2020オリンピック・パラリンピックのバリアフリー整備に対する提言書の作成と働きかけに取り組む。